

「どーも 市長の堀口です」

復興へ支援制度を見直しました

大阪府北部地震から1カ月半が経過しました。家屋など被害にあわれ、今も元の状態への復旧や今後に備えての改修をされている方も多くいらっしゃいます。市といたしましては、震災の程度に応じた支援制度の見直し等を行いました。復興への一助となればと思っております。

また、平成30年7月豪雨では、各地で更なる大きな被害をもたらしました。このような災害を経験するなかで、被害地区については、既にハザードマップ

6月20日(水)から発行申請を受け付けていました。被災証明書が随時発送されました。申請後、3週間以上が経過し、証明書が届いていない場合は、防災安全課までご連絡ください。

家屋が被害にあわれ、また申請がお済みでない人は、早めに手続きをしてください。被害箇所の写真をご持参いただければ、手続きが比較的早く行えます。ご協力をお願いします。

また、地震で屋根に被害があった家屋等に対するブルーシートの貸与は終了させていただきました。

◆問い合わせ 防災安全課 (☎9833・3200)

防災安全課からのお知らせ

屋根の無料相談会

ご自宅の屋根の損傷等で不安に感じておられることや疑問点など、屋根の専門家がご相談に応じます。※申し込み不要。

日時 8月7日(火) ①午前10時～正午
②午後1時～4時

場所 文化センター展示室
協力 京都府瓦工事協同組合

◆問い合わせ 都市整備課 (☎983-5049)

木造住宅耐震改修費助成事業の概要

工事の種類	対象工事費に対する補助率	補助限度額(万円)	対象となる条件(①～④すべてに該当すること)				
			①	②	③		④
					改修前	改修後	
耐震改修	4/5	100	昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成している住宅	耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断されたもの	「誰でもできる」が家の耐震診断の結果、9点以下のもの	評点を1.0以上に向上させるもの	延べ床面積の1/2以上を住宅の用に供しているもの
簡易改修(診断必要)	4/5	40	○	○	○	○	○
簡易改修(診断不要)	3/4	30	○	○	○	○	○

火災・救急統計		
消防本部 ☎981-4119		
平成30年1月～6月累計()内6月分	昨年同期累計	
火災出動	5件 (1件)	10件
火災以外の出動	113件 (23件)	103件
救急出動	1909件 (310件)	1858件
搬送人員	1785人 (289人)	1745人

大阪府北部地震 被災者への支援制度

大阪府北部地震で被害にあわれた皆さんに心からお見舞い申し上げます。被災程度に応じてご利用いただける支援制度(追加分)をご紹介します。詳細については、各担当課等にお問い合わせください。なお、受付時間は午前9時～午後5時(土日祝日除く)です。

見舞金、修繕支援金

地震被害を受けた家屋に住む世帯主への見舞金と修繕支援金の申請受付を開始しました。

1見舞金
全壊の場合10万円、半壊の場合5万円を支援します。

2修繕支援金
家屋修繕(外構、家具什器、電化製品は除く)に要した費用が30万円以上の場合、その修繕費用の1割上限額あり)を支援します。
※上限額は、全壊の場合10万円、半壊の場合5万円、その他の場合3万円です。
※木造住宅耐震改修費助成事業との併用はできません。

必要書類 1、2申請書、委任状(世帯主以外の申請の場合)、被災証明書、申請の場合、被災証明書、通帳等振込先口座が分かるもの。なお、2は修繕費用の支払額が分かる書類、写真(修繕前と後)も必要。

上下水道料金

地震の影響により、使用水量が増加した場合、上下水道料金の減免を受けることができます。

1地震の被災者で、地震の影響で使用水量が増加した人
地震による漏水で使用水量が増加した人
地震の影響で普段の使用水量より増加した分の減免

申請方法
申請書に必要事項を記入、押印いただき、1は被災証明書(写し可)、2は修理証明書および修理前後の写真を添付のうえ、経営課へ。

申請期間
12月28日(金)まで

◆問い合わせ 経営課 (☎9833・5216)

その他

障がい福祉サービス等の利用料
被災者で一定の要件を満たす場合は、障がい福祉サービス、児童福祉法による児童通所サービスの利用者負担額の減免を受けられる場合があります。

◆問い合わせ 障がい福祉課 (☎9833・2129)

◆不安等への相談窓口
八幡市社会福祉協議会が実施する支援制度
ボランティア派遣
地震被害の片づけなど、お困りのことがあれば、八幡市社会福祉協議会(八幡議会) (☎9833・4450)

◆問い合わせ 社会福祉協議会 (☎9833・4450)

生活福祉資金の貸付
被災された生活再建に向けて資金を必要とされている世帯に対し、福祉資金の貸付を行っています。要件など詳しくはお問い合わせください。

◆問い合わせ 社会福祉協議会 (☎9833・4450)

木造住宅耐震化事業

地震による住宅の被害を最小限にするためには、住宅の耐震性の確保が重要です。大阪府北部を震源とする地震の被害を踏まえ、制度を拡充して木造住宅耐震化事業の募集を再開しました。

1木造住宅耐震診断士派遣事業

対象
次の要件をすべて満たす木造住宅
①昭和56年5月31日以前に着工されたものまたは被災により被害を受けたものに限定
②延べ床面積の2分の1以上が住宅の用に供されているもの
③丸太組構法の住宅、旧建築基準法第38条認定および型式適合認定によるプレハブ工法以外のもの
費用 3000円

2木造住宅耐震改修費助成事業(概要は下表)

申請方法 1、2申請書に必要書類を添えて住宅所有者または居住者が申請。賃貸住宅は所有者の同意が必要です。
※2は申請前に契約および着工しているものは受付不可。
※2は丸太組構法、旧建築基準法第38条認定によるプレハブ工法の住宅は対象外。
◆問い合わせ 都市整備課 (☎983-5049)

広報やわた7月号に掲載した支援制度・問い合わせ先

▶被災証明書、ブロック塀対策補助金(防災安全課☎983-3200)▶証明書手数料(税務課市民税係☎983-1113)▶市民課☎983-2594▶市・府民税(税務課市民税係☎983-1113)▶固定資産税等(税務課資産税係☎983-2479)▶市税、国民健康保険料の納付(税務課収納係☎983-2481)▶介護保険(高齢介護課☎983-3594)▶国民健康保険、後期高齢者医療(国保医療課☎983-2962)▶国民年金保険料(市民課☎983-2594)▶保育料(保育・幼稚園課☎983-1866)▶施設使用料(子育て支援課☎983-1112)▶ごみ処理手数料(環境業務課☎983-1114)